

岐阜県公報

第 三 千 一 号

平成三十年十一月二十七日

(火曜日)

目次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	七二六
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	七二六
指定医療機関の名称の変更の届出	(同)	七二七
指定医療機関の廃止の届出	(同)	七二七
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	七二八
指定介護機関の所在地の変更の届出	(同)	七二八
指定介護機関の廃止の届出	(同)	七二九
医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	七三〇
指定施術機関の所在地の変更の届出	(同)	七三一
指定施術機関の廃止の届出	(同)	七三一
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	七三一
道路の区域変更	(道路維持課)	七三二
建築基準法に基づく道路の位置指定	(建築指導課)	七三二
選挙管理委員会告示	(選挙管理委員会)	七三三
個人演説会等を開催することができる施設の名称等の変更等	(選挙管理委員会)	七三三
落札者等に関する公示	(情報企画課)	七三五

大規模小売店舗の変更の届出に関する件
 県営土地改良事業の換地計画の決定
 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(商業・金融課) 七三六
 (農地整備課) 七三六
 (都市政策課) 七三六

告示

岐阜県告示第五百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
うかい歯科	可児市菅刈字乗定八三九五	平成三〇・七・一
はなもも歯科クリニック	揖斐郡揖斐川町三輪一七二	平成三〇・九・一
大垣スイトスクエア歯科・矯正歯科	大垣市宮町一 一スイトアベニュー3階	同
ペンギン薬局	山県市高富二二一八 一	同
ばんの耳鼻咽喉科	土岐市土岐口南町四 五〇 一	平成三〇・一〇・一
大井内科クリニック	大垣市東前一 五八	同
あいはら医院	養老郡養老町宇田鷲打三九九 三	同
スギ薬局 高山西店	高山市下岡本町一七八四 一	同
クオール薬局 美濃店	美濃加茂市古井町下古井二五五八 一三	同
クオールみどり薬局	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋三五五五 六〇	同

クオール薬局 ようなん店	海津市南濃町津屋一四九 一	同
クオール薬局 美濃加茂西店	美濃加茂市西町一 二七八 六	同
クオールぎなん薬局	羽島郡岐南町野中三 二二 一	同
クオール薬局 加茂店	美濃加茂市古井町下古井六〇八	同
ささゆり薬局 土岐口店	土岐市土岐口南町四 四八	同
さくらこどもリハビリクリニック	可児市川合二七四九 五六	平成三〇・八・一
たんぼば歯科	美濃加茂市西町六 一〇	同
医療法人社団三志会 林歯科クリニック	大垣市墨俣町墨俣五七二	同
萩原薬局	下呂市萩原町萩原九〇五	同
医療法人仁志会 成瀬歯科医院	瑞浪市寺河戸町一一九二	平成三〇・八・一三
つばめ薬局	恵那市長島町正家七一六 一	平成三〇・八・一五
ライン調剤薬局 養老店	養老郡養老町押越二二四 一	平成三〇・九・一

岐阜県告示第五百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

訪問看護事業者等の名称 訪問看護事業者の主たる事務所の所在地 ショーン等の名称 訪問看護ステーション等の所在地 指定期日

有限会社サンケア 高山市上二之町三 八 はびり訪問看護ステーション 高山市片野町二 二九六 平成二〇・八・一

株式会社クレビオ 岐阜市須賀四 八 訪問看護ステーション 羽島郡岐南町上印 食三 一四七 サ 平成一〇・九・一

株式会社YUKAIGO 多治見市笠原町二 四五五 七 訪問看護ステーション 多治見市笠原町二 四五五 七 平成二〇・一・一

岐阜県告示第五百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名	称	所	在	地	変	更	年	月	日
新	むつみん薬局うぬま1号店	各務原市鵜沼西町三	一三六	三	平成三〇・	八・	一		
旧	橋本薬局西町店								
新	むつみん薬局うぬま2号店	各務原市鵜沼西町三	一一二	二	同				
旧	はしもと調剤薬局								
トーカー薬局駅前店	多治見	新 多治見市白山町一 二二二			平成三〇・	九・	一五		
		旧 多治見市白山町一 七七							

岐阜県告示第五百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名	称	所	在	地	廃	止	年	月	日
うしお	歯科	多治見市宮前町二	五六		平成三〇・	七・	二〇		
萩原	薬局	下呂市萩原町萩原九〇五			平成三〇・	七・	三一		
医療法人仁志会	成瀬	瑞浪市寺河戸町一	八五	三	平成三〇・	八・	一二		
歯科医院									
つばめ	薬局	恵那市長島町正家五二五	一一		平成三〇・	八・	一四		
はなもも	歯科クリニック	揖斐郡揖斐川町三輪一七二			平成三〇・	八・	三一		
大垣アピオ	歯科・矯正	大垣市高屋一	一四五	大垣ステーションビル	アピオ3階				
ペンギン	薬局	山県市高富二	一八一		同				
大井内科	クリニック	大垣市大井二	四五		平成三〇・	九・	三〇		
あい	はら医院	不破郡垂井町栗原一	五四九		同				
榎橋	医院	揖斐郡池田町本郷一	五七五	五	同				
クオール	薬局	美濃店			同				
		美濃加茂市古井町下古井二	五五八	一三					

クオールみどり薬局	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋三五五 六〇	同
クオール薬局 ような ん店	海津市南濃町津屋一四九一 四	同
クオール薬局 美濃加 茂西店	美濃加茂市西町一 二七八 六	同
クオールぎなん薬局	羽島郡岐南町野中三 二二一	同
クオール薬局 加茂店	美濃加茂市古井町下古井六〇八	同
わかば薬局	加茂郡坂祝町黒岩三八六 一	平成三〇・九・一五

岐阜県告示第五百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第二項及び中国残留邦

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主 たる事務所の所在地	サービス の種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所 在地	指定年月日
株式会社 アイランドジ ー・アイ	瑞浪市益見町二丁目一 三〇番地	短期入所 生活介護	アイランドジ ー・アイ小田	瑞浪市北小田町二丁目 二九一番地	平成三〇・八・一
株式会社 アイランドジ ー	瑞浪市益見町二丁目一 三〇番地	介護予防 短期入所 生活介護	アイランドジ ー・アイ小田	瑞浪市北小田町二丁目 二九一番地	同

岐阜県告示第五百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第四項において準用す
る同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残
留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条
第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主 たる事務所の所在地	サービス の種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所 在地	変更年月日
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二丁目五 二番地	訪問介護	株式会社新生メディカル多 治見営業所	新 多治見市白山町一 丁目二三八番地 旧 多治見市白山町一 丁目三〇一	平成三〇・九・一五

人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支
援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものと
された生活保護法第五十条の二第二項の規定により介護扶助又は介護支援給付のため
の居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五
十条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものと
された生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

定介護機関からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の
自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法
第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

株式会社 新生メディカル

岐阜市橋本町二丁目五番地 居宅介護 株式会社新生メディカル多治見営業所

新 多治見市白山町一丁目二三八番地 旧 多治見市白山町一丁目三〇一

同

合同会社 幸の風

多治見市小名田町六三〇六 居宅介護 介護相談処「お陽さま」

新 多治見市大日町二一丁目ビル四号 旧 多治見市十九田町二丁目四一ア一バ

平成三〇・一〇・一

株式会社トーカイ薬局

愛知県春日井市中央台七九二 居宅療養 店 トーカイ薬局 多治見駅前

新 多治見市白山町一丁目二三一番地 旧 多治見市白山町一丁目七七一

平成三〇・九・一五

株式会社トーカイ薬局

愛知県春日井市中央台七九二 介護予防 店 トーカイ薬局 多治見駅前

新 多治見市白山町一丁目二三一番地 旧 多治見市白山町一丁目七七一

同

岐阜県告示第五百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
平成三十年十一月二十七日
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類 居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

クオール株式会社

東京都港区虎ノ門四三三一城山トラストタワー三十七階

居宅療養管理指導

クオール薬局ようなん店

海津市南濃町津屋一四九一四

平成三〇・九・三〇

クオール株式会社

東京都港区虎ノ門四三三一城山トラストタワー三十七階

介護予防 居宅療養管理指導

クオール薬局ようなん店

海津市南濃町津屋一四九一四

同

クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四 ワ一三三七階	居宅療養 管理指導	クオール薬局美濃加茂西店	美濃加茂市西町一 七八六	同
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四 ワ一三三七階	介護予防 居宅療養 管理指導	クオール薬局美濃加茂西店	美濃加茂市西町一 七八六	同
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四 ワ一三三七階	介護予防 居宅療養 管理指導	クオールぎなん薬局	羽島郡岐南町野中三 二一	同
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四 ワ一三三七階	介護予防 居宅療養 管理指導	クオール薬局加茂店	美濃加茂市古井町下古 井六〇八	同
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四 ワ一三三七階	介護予防 居宅療養 管理指導	クオール薬局加茂店	美濃加茂市古井町下古 井六〇八	同
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四 ワ一三三七階	介護予防 居宅療養 管理指導	クオール薬局加茂店	美濃加茂市古井町下古 井二五五八	同
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四 ワ一三三七階	介護予防 居宅療養 管理指導	クオール薬局美濃店	美濃加茂市古井町下古 井二五五八	同
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四 ワ一三三七階	介護予防 居宅療養 管理指導	クオールみどり薬局	美濃加茂市蜂屋町上蜂 屋三五五五	同
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四 ワ一三三七階	介護予防 居宅療養 管理指導	クオールみどり薬局	美濃加茂市蜂屋町上蜂 屋三五五五	同

岐阜県告示第五百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を

担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

氏 名 施 術 所 等 の 名 称 施 術 所 の 所 在 地 又 は 施 術 者 の 住 所 指 月 日 定

岡 田 眞 らいふマッサージ 治療院 うぬま店 六 各務原市織沼丸子町二 四一五 平成 三〇・七・七

安 田 賢 治 みずほ接骨院 瑞穂市別府一六七五 三 平成 三〇・七・三〇

岐阜県告示第五百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施術機関からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の三の規定により告示する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施 術 所 等 の 名 称 施 術 所 の 所 在 地 又 は 施 術 者 の 住 所 変 月 日 更

関 優 子 岐 関 接 骨 院 新 羽 島 郡 岐 南 町 八 剣 北 七 一 〇 〇 平成 三〇・七・九

旧 羽 島 郡 岐 南 町 八 剣 二 一 一 〇

岐阜県告示第五百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施術機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及

び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施 術 所 等 の 名 称 施 術 所 の 所 在 地 又 は 施 術 者 の 住 所 廃 月 日 止

進 藤 真 志 ひだか鍼灸接骨院 可児市桜ヶ丘町二 六四 平成 三〇・七・三〇

大 口 院

松 岡 圭 一 K E I R O W 愛 知 犬 山 ス テ ー シ ョ ン 多治見市昭栄町三三 二 平成 三〇・七・三〇

岐阜県告示第五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 中津川市田瀬字矢平一四九五の八（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字矢平一四九五の八（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市山口二五四の二一、二五四の五〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所
に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路
維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域	変更	前後	別	敷地の幅員	延長	備考
県道	中津川線 南木曾線	中津川市落合字井ノ下 二四二番一〇地先から 同市同字同 二七〇番一六地先まで	一	後	前	二・〇 五・五	二七・五 五・五	一四七・〇	一四七・〇	

岐阜県告示第五百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路
の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五
年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位置	幅員	延長	指定番号	指定期日
瑞穂市穂積字中原一五五八番六	五・七〇 ルメートル	三三・九九 ルメートル	岐西建築第 一三三四号の 七	平成 三〇・七 四
羽島郡岐南町徳田六丁目六〇番六	四・五 ルメートル	三〇・〇〇 ルメートル	岐西建築第 一三三四号の 六	同 七・五

瑞穂市穂積字高野一八六二番八	四・八五	三・五五	岐西建築第八一三四号の	同	七・九
瑞穂市十九条字人前二〇三番四及び二〇三番二の一部	六・〇五	四・三三	岐西建築第九一三四号の	同	七・〇
揖斐郡池田町青柳字下之町三一六番二及び三一六番四	六・一三	七・六六	岐西建築第一〇三四号の	同	八・九
羽島市竹鼻町狐六字柳原一四七六番四	六・〇〇	三・八〇	岐西建築第一一三四号の	同	八・〇
瑞穂市穂積字東原八三二番四	五・三六	三・九六	岐西建築第一二三四号の	同	八・三
羽島郡岐南町伏屋七丁目一七七番四	四・八五	三・九六	岐西建築第一三三四号の	同	八・六
瑞穂市本田字整理二一一四番四	五・三六	三・〇〇	岐西建築第一四三四号の	同	九・〇

中濃建築事務所長

位	置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	年月日
関市一本木町一番四		六・〇〇	四・八〇	中建築第三七号の六	平成三〇・七・九
美濃加茂市前平町二丁目七八番四		六・〇〇	五・三三	中建築第三七号の五	同 七・二
美濃市字東上野二八九三番二四、同番二五、同番二九及び二八九四番九並びに字西上野二七三三番一〇、同番一一及び同番一四		六・〇〇	四・〇六	中建築第三七号の七	同 七・三
加茂郡川辺町西柵井字西小島三五一番一		五・〇〇	三・五九	中建築第三七号の八	同 八・二
美濃加茂市加茂野町加茂野字西野二一七番四		五・〇〇	三・七七	中建築第三七号の九	同 八・二
美濃加茂市新池町二丁目二二番四		六・〇三(六・〇四)	六・九〇	中建築第三七号の二〇	同 九・二五

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において閲覧可能とする。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の名称等の変更等について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

1 名称等を変更した施設

市町村名	変更後の名称	所在地	収容人員	変更前の名称	所在地	収容人員
美濃加茂市	美濃加茂市中央体育館 フサザちゅ うたい 大ホール	美濃加茂市太田町 1916番地 1	2,100人	美濃加茂市中央体育館 フサザちゅ うたい	美濃加茂市太田町 1916番地 1	2,100人
	美濃加茂市西体育館	美濃加茂市西町3 丁目232 番地	1,000人			300人
	アリーナ ミーチェイ ンガル △1 ミーチェイ ンガル △2		30人			30人
	美濃加茂市生涯学習センター	美濃加茂市太田町				

室2 1階集会室 3		52人			
伊深交流センター 2階和室 A 2階和室 B	美濃加茂市伊深町 909番地	27人	伊深交流センター 大会議室 和室	美濃加茂市伊深町 909番地	20人 60人
三和交流センター	美濃加茂市三和町 川浦2565番地	20人 20人 40人	三和交流センター 大会議室 和室	美濃加茂市三和町 川浦2565番地	114人 40人
下米田交流センター	美濃加茂市下米田 町則光18番地	30人 18人 33人	下米田交流センター 大会議室 和室	美濃加茂市下米田 町則光18番地	100人 60人
牧野交流センター 集会室 (和室) 1 会議室 (和室) 2 研修室	美濃加茂市牧野19 41番地 1	100人 24人 24人 36人	牧野交流センター 集会室 会議室 研修室	美濃加茂市牧野19 41番地 1	100人 40人 16人

2 指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
養 老 町	養老町池辺町民体育館	養老郡養老町瑞穂90番地の1
	養老町笠郷町民体育館	養老郡養老町下笠1048番地
	養老農村勤労福祉センター	養老郡養老町石畑484番地の3

公 報

株式会社岐阜県

岐阜県の経済振興に付特定役務の提供手続の特例を定める規則（平成17年岐阜県規則第44号）第11条の2第1項の規定により、次のとおり株式会社岐阜県に委託する。

平成三十一年一月二十七日

株式会社岐阜県 田 田 謙

- 特定役務の名称及び数量 電子メール等グループウェアシステム用アイコンソフト 製品ライセンスの調達 一式
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成30年8月31日
- 落札者を決定した日 平成30年10月17日
- 落札者の住所及び氏名 東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタル株式会社
執行役 安栄香純
- 落札金額 173,761,200円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総務部情報企画課情報システム係
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年十一月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年十一月十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

ルビットタウン高山

高山市岡本町三丁目一八番一外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) パローショッピングセンター高山店

(変更後) ルビットタウン高山

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 外二十一者

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 外十四者

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 外十四者

多治見市大針町六六一番地の一

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業瑞浪中部地区平山工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成三十年十一月二十七日から

平成三十年十二月二十一日まで

二 縦覧場所

瑞浪市役所

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市大字下野の一部（打越）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十九年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（大字下野の一部）の地籍図

五 岐阜県中津川市（大字下野の一部）の地籍簿
 認証年月日

平成三十年十一月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
 恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市三郷町の一部（野井2）

三 調査を行った期間

平成二十五年から平成三十年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（三郷町の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（三郷町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年十一月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

白川町森林組合

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡白川町大字上佐見の一部（佐見大寺）

三 調査を行った期間

平成二十七年から平成三十年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町（大字上佐見の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡白川町（大字上佐見の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年十一月二十七日

平成三十年十一月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社